

こう かわ ほんかわ  
**江の川水系江の川等及び本川水系本川を  
特定都市河川に指定**

**～本川（広島県管理）は、流域治水関連法施行後、二級河川として全国初の指定～**

国土交通省では、昨年11月に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、7月25日に、江の川水系江の川等計43河川を、特定都市河川に指定します。

また、広島県では、同日に、本川水系本川を特定都市河川に指定します。これは、二級河川としては、同法の施行後、全国初の指定となります。

- 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、令和4年7月25日に、一級河川江の川水系江の川等計43河川について、特定都市河川として指定します。
- また、広島県知事は、同日付けで、法第3条第5項の規定に基づき、二級河川本川水系本川について、特定都市河川として指定します。これは、二級河川としては、同法の改正後、全国初の特定都市河川の指定となります。
- 今後、江の川水系江の川等及び本川水系本川では、法第6条及び第7条の規定に基づく流域水害対策協議会を組織し、堤防整備・河道掘削等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、指定後、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 国土交通省では、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。



(添付資料)

- |      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 別紙 1 | 「流域治水」の本格的な実践に向けた江の川水系江の川等の特定都市河川への指定 |
| 別紙 2 | (広島県記者発表資料) 本川水系本川を特定都市河川に指定します       |
| 参 考  | 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践                |

問合せ先：

- |   |  |
|---|--|
| ○江の川に関する事<br>水管理・国土保全局 治水課 課長補佐<br>流域水害対策係長       | 池田 大介 (内線 35-582)<br>清田 咲史 (内線 35-684) |
| 代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455 FAX 03-5253-1604  |  |
| ○下水道に関する事<br>水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐<br>水害対策係長 | 橋本 翼 (内線 34-323)<br>丸山 達也 (内線 34-314)  |
| 代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432 FAX 03-5253-1597  |  |
| ○本川に関する事<br>中国地方整備局 河川部 地域河川課 課長補佐                | 河上 忠 (内線 87-3812)                      |
| 代表 082-221-9231 FAX 082-227-2762                  |  |